

【緊急事態措置を実施すべき期間】令和2年5月31日まで

【対象地域】全都道府県（大阪府を含む13都道府県は「特定警戒都道府県」とする）

	特定警戒都道府県 (大阪府を含む13都道府県)	それ以外の都道府県
外出自粛	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き「<u>最低7割、極力8割程度の接触機会の低減</u>」をめざし、<u>外出自粛要請を実施</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 不要不急の帰省や旅行など都道府県を越えた移動を極力避ける 繁華街の接待を伴う飲食店等への外出自粛
イベント開催	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き開催自粛要請を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 比較的少人数のイベントは感染防止策を講じた上で適切に対応
施設使用制限（休業）要請	<ul style="list-style-type: none"> 感染の拡大につながる恐れのある施設の使用制限の要請を行う 地域におけるまん延状況等に応じ、都道府県知事が適切に判断 博物館、美術館、図書館などは、感染防止策を講じることを前提に開放検討 	<ul style="list-style-type: none"> クラスターが多数発生しているような施設等は使用制限要請を検討 それ以外の施設は感染防止対策の徹底を強く求める
職場への出勤	<ul style="list-style-type: none"> 「出勤者数7割削減」をめざし、在宅勤務やローテーション勤務等を強かに推進 出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等を強かに推進 	<ul style="list-style-type: none"> 在宅勤務や時差出勤、自転車通勤等を推進
学校園の臨時休業	<ul style="list-style-type: none"> 地域の感染状況に応じ、感染予防に最大限配慮した上で、段階的に学校教育活動を再開する環境をつくる 	